鳥栖市教育委員会 教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間延長に伴う 学校施設開放について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 臨時休業の度重なる延長によりご負担をかけておりますが、日々ご協力いただ いていることに感謝申し上げます。

現在、佐賀県においては緊急事態宣言が発令されており、鳥栖市におきましても、佐賀県内の動向はもちろんのこと、他県近隣の動向にも注視しているところです。そのような中に、先日28日、佐賀県より5月10日までの臨時休業延長の要請がございました。

そのため、現在の状況を総合的に判断し臨時休業を5月10日まで延長することといたしました。保護者の皆様に対しましては、更なるご負担をお掛けすることとなりますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

なお、今回の臨時休業延長におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を 防ぐために、<u>子どもたちを自宅で休ませること</u>、<u>集団を作らないこと</u>を趣旨と して実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業の趣旨を理解していただき、お勤め先の協力を得ながら極力対応していただきますようお願いいたします。

なお、臨時休業期間の学校開放につきましては、下記に示すお子様を対象に、5月7日、8日の2日間、引き続き学校の教室等を自主学習の場として8:00から16:00までの間、開放することといたします。

対象となるお子様をお持ちのご家庭で利用をご希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、裏面にあります要領にて各学校にご提出ください。

記

次に示す**4つの条件を全て満たす家庭**のお子様を対象といたします。ご確認いただきますようお願いいたします。

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休業期間中において、8:00から16:00までの時間帯が 留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけでの留守番が困難な家庭
- ④ 小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭

臨時休校期間の学校施設利用申請書の提出についてとお願い

【学校施設利用申請書の提出について】

対象となるご家庭は、下にある【お願い】をご確認のうえ申請書を御提出ください。

- 1. 申請書提出先 各学校
- 2. 申請書提出期限 5月7日(木)
- 3. その他 提出期限内に提出が困難な場合につきましては、 その旨学校にご連絡ください。

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、<u>制服(ない場合は私服)に名</u> **札着用**でお願いします。
- 感染拡大防止を第一と考えておりますことから、できる限り<u>マスク着用</u>をお願いします。
- 児童の安全確保の観点から小学生につきましては、必ず<u>保護者等による</u> **送迎**をお願いします。

学校は、8:00に開校いたしますので、8:30までにお子様を学校に送り届けてください。また、16:00を過ぎてお子様の迎えが確認できない場合は、連絡させていただきます。

- 〇 給食はないため、 $\underline{\textbf{弁当を持参}}$ させてください。弁当を持参できない場合は、12:00までの利用となります。その場合は、12:00の送迎をお願いします。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、<u>風</u> **邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先**してください。
- 帰宅後は、<u>必ず手洗い</u>を行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後は、**必要以上に手を口元に近づけない**ようご指導ください。